

大芸祭・障芸祭シンボルマーク等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別紙1に定める奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭のシンボルマーク及びロゴマーク（以下「大芸祭・障芸祭シンボルマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において大芸祭・障芸祭シンボルマーク等とは、別紙1のデザイン、商標登録第5949830号及びこれらを展開したものとする。

(使用承認の申請)

第3条 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等使用承認申請書（様式1号の1（有償用）又は様式第1号の2（無償用））に必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認基準)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、使用承認書（様式第2号の1（有償用）又は様式第2号の2（無償用））を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書（様式第3号の1（有償用）又は様式第3号の2（無償用））を交付するものとする。

一 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

二 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

三 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合

四 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

五 奈良県の事業又は奈良県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用すると認められる場合

七 法令、公序良俗に反するおそれがある場合

八 この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合

九 その他承認することが不相当と認められる場合

(デザイン承認)

第5条 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等のデザインは、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等ガイドラインに沿ったものでなければならない。

- 2 前条第1項により大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、デザイン承認申請書(様式4号(有償用))にデザイン案を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約)

第6条 使用者は、前条第2項によりデザイン承認を受けた後、知事と大芸祭・障芸祭シンボルマーク等使用契約(様式第5号)を締結しなければならない。ただし、第9条各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 2 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用期間は、契約を締結した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 前項の使用期間終了後、引き続き大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、使用者は、使用承認を受けた内容を変更しない限り、在庫整理の期間は引き続き大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用することができるものとする。

(契約の解除等)

第7条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用承認を取り消し、又は前条第1項の契約を解除することができる。

- 一 使用者がこの要綱に違反した場合
 - 二 使用者が第4条第2項の条件に違反した場合
 - 三 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - 四 第5条第2項の承認を受けられない場合
 - 五 その他知事が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用承認の取消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第8条 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用は、有償とする。

- 2 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 商品(販売を目的として製造する品物(パッケージを含む。))及びそれに準ずるもの(以下「品物等」という。)並びに品物等の広告(品物等の情報を広く宣伝するものをいい、品物等に大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用しているものに限る。)をいう。以下同じ。)に使用する場合
商品の販売総額(販売小売価格(消費税及び地方消費税を含む。))にその生産予定数を乗じて算出される金額)に3パーセントを乗じて得た額
 - 二 景品(商品等の販売促進を目的とした製品(パッケージを含む。))及びそれに準ず

るもの（以下「製品等」という。）並びに製品等の広告（製品等の情報を広く宣伝するものをいい、製品等に大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用しているものに限る。）をいう。以下同じ。）に使用する場合

景品の制作費用総額に3パーセントを乗じて得た額

三 広告（商品、事業等の情報を広く宣伝するものをいう。以下同じ。）に使用する場合（前各号の広告を除く。）

広告の制作費用総額（広告のために使用する媒体に対する支払額を含む。）に3パーセントを乗じて得た額

3 知事は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月奈良県条例第41号）第4条の規定により、使用料を減額する公益上の必要があると認める場合は、前項に規定する使用料を別途個別に協議のうえ減額することができる。

（無償使用）

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定の準用により、次の各号のいずれかに該当するときは、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を無償で使用させることができる。

一 国又は奈良県内の地方公共団体が公共用に使用する場合

二 奈良県大芸術祭実行委員会及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会が使用する場合

三 奈良県内の自治会、NPO その他の公共的団体等が文化振興の目的のために使用する場合

四 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合

五 旅行代理店及び公共交通機関が行う広告並びに出版社がその発行する雑誌等において使用する場合で、当該使用により奈良県への誘客効果が期待できる場合

六 広告に使用する場合で、当該使用により奈良県の広報が期待できる場合

七 奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭の協賛企業・団体等及び参加登録団体その他これに類する企業・団体が広報のために使用する場合

八 その他無償とする公益上の必要があると認める場合

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

二 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

三 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、知事は一切の責任を負わないものとする。

（証紙の交付）

第11条 大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を有償で使用する商品又は景品（以下「使用品」という。）の使用者は、使用品1個ごとに知事から交付を受けた証紙を貼り付けなければ

ばならない。ただし、使用品の性質上、証紙の貼り付けが困難であると知事が認める場合は、当該使用品の生産数量に限り、証紙の印影の直接印刷等の方法に代えることができるものとする。

- 2 証紙代（前項ただし書の場合を含む。）は、使用品の数に1円を乗じて得た額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条に規定する率と当該率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した金額とする。
- 3 使用者は、第1項ただし書により証紙の貼り付けを行わない場合は、使用品生産実績報告書（様式第9号）により、毎月20日までに前月までの使用品生産実績を知事に報告するものとする。

（使用料の納付）

第12条 使用者は、第8条の規定により算出した使用料及び前条第2項の証紙代を知事が指定する期日までに指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

- 2 前項の規定により納入された使用料及び証紙代は、理由のいかんを問わず、これを還付しない。

（承認事項の変更）

第13条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ大芸祭・障芸祭シンボルマーク等変更承認申請書（様式6号の1（有償用）又は様式第6号の2（無償用））を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは変更承認書（様式第7号の1（有償用）又は様式第7号の2（無償用））を、承認しないときは変更不承認通知書（様式第8号の1（有償用）又は様式第8号の2（無償用））をそれぞれ交付するものとする。
- 3 変更が承認された場合は、必要に応じて第6条第1項の規定により締結した契約を変更するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第14条 使用者は、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（損失補償等の責任）

第15条 知事は、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、大芸祭・障芸祭シンボルマーク等の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。